

富山県がん診療地域連携拠点病院等の指定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県におけるがん診療の均てん化の推進及びがん診療に携わる人材の育成を図るため、富山県がん診療地域連携拠点病院(以下「地域連携拠点病院」という。)及び富山県がん診療人材育成拠点病院(以下「人材育成拠点病院」という。)を指定することにより、本県のがん診療体制を充実及び強化し、県民に安心かつ適切な医療を提供することを目的とする。

(地域連携拠点病院の指定)

第2条 知事は、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院であつて、次の要件のすべてを満たすものを、地域連携拠点病院として指定することができる。

- (1) 指定を受けようとする病院の開設者(以下この条において「開設者」という。)が、富山県がん診療地域連携拠点病院新規指定・指定更新申請書(別記様式第1号)を知事に提出していること。
- (2) 原則として、がん診療連携拠点病院の整備に関する指針(平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知の別添。以下「局長通知」という。)の「Ⅱ地域がん診療連携拠点病院の指定要件について」に定める要件を満たしていること。
ただし、「2 診療実績」については概ね満たすよう努めていること。
- (3) 富山県がん対策推進協議会がん診療体制部会の意見を踏まえ、知事が適当と認めること。

- 2 知事は、前項の指定を行ったときは、富山県がん診療地域連携拠点病院指定通知書(別記様式第2号)により、開設者に対し、その旨を通知する。
- 3 知事は、地域連携拠点病院が第1項第2号に定める要件を満たさないと判断したとき又は開設者から申出があったときは、富山県がん対策推進協議会がん診療体制部会の意見を踏まえ、指定の取消し等を行うことができる。
- 4 地域連携拠点病院の指定期間は、原則として4年とする。ただし、再指定を妨げない。

なお、再指定に当たっては、富山県がん診療地域連携拠点病院新規指定・指定更新申請書(別記様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 5 地域連携拠点病院の開設者は、毎年10月末までに別に定める現況報告書を知事に提出するものとする。

(人材育成拠点病院の指定)

第3条 知事は、局長通知に基づき指定された県内の地域がん診療連携拠点病院のうち、次の要件をすべて満たすものを、人材育成拠点病院として指定することができる。

- (1) 指定を受けようとする病院の開設者（以下この条において「開設者」という。）が、富山県がん診療人材育成拠点病院新規指定・指定更新申請書（別記様式第3号）を知事に提出していること。
 - (2) がん診療に携わる医療従事者の育成、派遣に努めていること。
 - (3) 富山県がん対策推進協議会がん診療体制部会の意見を踏まえ、知事が適当と認めるもの。
- 2 知事は、前項の指定を行ったときは、富山県がん診療人材育成拠点病院指定通知書（別記様式第4号）により、開設者に対し、その旨を通知する。
 - 3 知事は、人材育成拠点病院が第1項第2号に定める要件を満たさないと判断するとき又は開設者から申出があったときは、指定を取り消すことができる。
 - 4 人材育成拠点病院の指定期間は、原則として4年とする。ただし、再指定を妨げない。
なお、再指定に当たっては、富山県がん診療人材育成拠点病院新規指定・指定更新申請書（別記様式第3号）を別に定める期日までに知事に提出すること。
 - 5 人材育成拠点病院は、毎年10月末までに別に定める現況報告書を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年7月22日から施行する。

富山県がん診療地域連携拠点病院等の指定に関する要綱 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1条 略</p> <p>(地域連携拠点病院の指定)</p> <p>第2条 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院であって、次の要件のすべてを満たすものを、地域連携拠点病院として指定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原則として、がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成26年1月10日付け健発0110第7号厚生労働省健康局長通知の別添。以下「局長通知」という。）の「II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について」に定める要件を満たしていること。ただし、「2 診療実績」については概ね満たすよう努めていること。</p> <p>(3) 富山県がん対策推進協議会ががん診療体制部会の意見を踏まえ、知事が適当と認めること。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、地域連携拠点病院が第1項第2号に定める要件を満たさないと判断したとき又は開設者から申出があったときは、<u>富山県がん対策推進協議会ががん診療体制部会の意見を踏まえ、指定を取り消す</u>ことができる。</p> <p>4 地域連携拠点病院の指定期間は、原則として4年とする。ただし、再指定を妨げない。</p> <p>略</p> <p>5 地域連携拠点病院の開設者は、毎年10月末までに別に定める現況報告書を知事に提出するものとする。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(地域連携拠点病院の指定)</p> <p>第2条 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院であって、次の要件のすべてを満たすものを、地域連携拠点病院として指定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原則として、がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知の別添。以下「局長通知」という。）の「II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について」に定める要件を満たしていること。ただし、「2 診療実績」については概ね満たすよう努めていること。</p> <p>(3) 富山県がん対策推進協議会ががん診療体制部会の意見を踏まえ、知事が適当と認めること。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、地域連携拠点病院が第1項第2号に定める要件を満たさないと判断したとき又は開設者から申出があったときは、<u>富山県がん対策推進協議会ががん診療体制部会の意見を踏まえ、指定の取消し等を行う</u>ことができる。</p> <p>4 地域連携拠点病院の指定期間は、原則として4年とする。ただし、再指定を妨げない。</p> <p>略</p> <p>5 地域連携拠点病院の開設者は、毎年10月末までに別に定める現況報告書を知事に提出するものとする。</p>	<p>新たな国通知の発出に伴う所要の改正を行うもの</p> <p>国通知に準じて、部会の意見を踏まえ、取消し等の手続きを行うことを明記するもの</p>